

税

事業主（給与支払者）の皆さんへ

【税務課】

●給与支払報告書の提出を

令和5年度（令和4年分）の給与支払報告書は、1月31日が提出期限となっています。まだ提出されていない場合は速やかに提出してください。

●個人住民税の特別徴収推進について

和歌山県および県内全30市町村では、原則としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を強く推進しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入する制度で、地方税法および橋本市条例により義務づけられています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

平日の納付や納期限内での納付が困難な人を対象に、休日と夜間に納付・納税相談を行なっています。

●相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）

- 7月23日(日) 午前8時30分～午後5時
- 7月26日(水) 午後5時15分～8時

●場所・問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

納期限のお知らせ

【税務課】

●7月31日(月)

- 固定資産税・都市計画税……………2期
- 国民健康保険税……………全期・1期
- 後期高齢者医療保険料……………1期
- 介護保険料……………1期

国民健康保険税について

【保険年金課】

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主あてに納税通知書を送付します。なお、普通徴収の人には納税通知書を、特別徴収（年金天引き）の人には本徴収の案内を7月中旬に郵送します。

●減免の手続きについて

次に該当する世帯は、申請により保険税の減免ができる場合がありますので、ご相談ください。

- 前年中に所得はあったが、やむを得ない理由により失業、休業などで所得が激減した場合
- 災害や盗難により住宅、家財、資産に重大な損害を受けた場合
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合

●問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

お知らせ

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

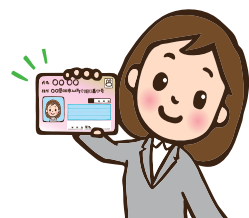
マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。申請用の写真撮影や申請書作成のお手伝いも行なっています。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

●日時

- 7月14日(金) 午後5時30分～8時
- 7月23日(日) 午前9時～午後3時

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131



コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について

【市民課】

下記期間中、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●サービス停止期間

7月19日(水) 午前6時30分～午後11時

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカード出張申請所を開設します

【市民課】

●マイナンバーカードを申請したい人へ

申請に必要な写真撮影を無料でを行い、申請書作成のお手伝いをします。

●カードは申請済みで、まだ受け取っていない人へ

受取りの受付を行い、カードは後日郵送で本人にお届けします。手続きには必ず本人がお越しください。詳しくは市民課住民係までお問い合わせください。※マイナンバーカードができ上がるのは申請から約1～2カ月後です。

※マイナポイント（第2弾）の申し込みも出来ます。

●日時・場所

日程	時間	場所
7月9日(日)	10:00～12:00	高野口地区公民館

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

社会を明るくする運動について

【生涯学習課】

社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。市でも保護司会や更生保護女性会、行政などの関係機関で推進委員会をつくり、街頭での啓発活動や作文募集などに取り組んでいます。この機会に、家庭や地域でできることを考えてみてください。

●問い合わせ

生涯学習課 ☎33-6112

下水道の接続工事は速やかに

【下水道課】

下水道への接続は、「汲み取り便所の場合は供用開始から3年まで」「浄化槽の場合は供用開始後遅滞なく」と法律で定められています。

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していない場合は、速やかに接続をお願いします。

●問い合わせ

下水道課 計画係 ☎33-3160

国民年金保険料の免除・猶予制度

【保険年金課】

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

●保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」や「一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）」があります。ただし、一部免除の場合、減額された保険料を納付しなければ、将来の年金支給額は少なくなります。

●納付猶予制度（50歳未満）

同居している世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得が基準以下の場合は保険料が猶予されます。

●免除や猶予の申請ができる期間について

申請年度の7月分から翌年6月分までです。なお、過去に未納期間がある場合の申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までです。

●受付時期 令和5年度分の申請受付は7月1日以降

●免除や猶予された保険料

10年以内なら、遡って納付（追納）することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

●問い合わせ

保険年金課 国民年金係 ☎33-1272

ごみの福祉収集について

市では、ごみ出し困難者や子育て世帯、要介護世帯などに対して2種類の福祉収集を行なっています。週1回、決められた曜日に職員がご自宅までごみの収集に伺います。詳しくは、市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。【生活環境課】



●福祉収集

ごみ収集時にごみ出しが確認できず、声かけにも反応がない場合は、申し込み時に登録された緊急連絡先に連絡します。

●対象世帯

- 要介護認定者や障がいのある人などのみで構成され、親族や近所からゴミ出しの支援が見込めない世帯
- 収集対象ごみ 粗大ごみ以外のごみ

●紙おむつ収集

- 対象世帯 育児や介護などで紙おむつ類を使用する人がいる世帯
- 収集対象ごみ 汚物を取り除いた後の紙おむつ類（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、お尻ふき）

●問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

若者サポートステーションきのかわ

求職中の悩みや不安のある人に寄り添い継続的に支援します。

●相談料 無料

●対象 15歳～49歳の人とそのご家族

●問い合わせ

サポートステーションきのかわ ☎33-2900

広報はしもとに関するアンケートを実施します

皆さんの意見を紙面づくりに生かし、よりよい広報紙をお届けするために、「広報はしもと」に関するアンケートを実施します。

橋本市公式LINE（右の二次元コード）、または各地区公民館から回答できますので、皆さんの率直なご意見をお聞かせください。

●回答期限 7月14日(金)

●問い合わせ 秘書広報課 ☎33-2676

